

保 安 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 次の事業場（以下「当事業場」という。）における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持および運用の保安を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

事業場の名称 ①土地改良区事務所 ②三箇牧場水機場 ③玉島浄水機場

(保安管理業務の委託範囲)

第2条 当事業場の電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督にかかる業務（以下「保安管理業務」という。）のうち、一般財団法人関西電気保安協会（以下「保安協会」という。）に委託する業務の範囲については、保安協会との契約により定めるものとする。

(法令および規程の遵守)

第3条 当事業場の電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）、電気工作物の工事、維持および運用に従事する者（以下「従事者」という。）ならびに保安協会は、電気関係法令およびこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第4条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第5条 この規程の改正または前条に定める細則の制定もしくは改正にあたっては、保安協会の意見を求めるものとする。

第 2 章 保安管理業務の運営管理体制

(保安管理業務の管理)

第6条 当事業場の保安管理業務は、理事長が総括管理するものとする。

(設置者の義務)

第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項の決定または実施にあたっては、保安協会に意見を求めるものとする。

2 保安協会から指導、助言を受け、または保安協会と協議した保安に関する事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

3 電気関係法令に基づいて経済産業大臣または中部近畿産業保安監督部長に申請または届出する書類の内容が保安管理業務に関係のある場合には、その作成および手続きについて保安協会の指導、助言を求めるものとする。

4 経済産業大臣または中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査には、保安協会を立ち合わせるものとする。

(連絡責任者および運転責任者)

第8条 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、保安管理業務のために必要な事項を保安協会に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）および発電所を設置する場合には、運転の操作を行う者（以下「運転責任者」という。）をあらかじめ定め、その氏名、連絡方法等を保安協会に通知するものとする。

(保安規程)

- 2 前項の連絡責任者および運転責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定め、その氏名、連絡方法等を保安協会に通知するものとする。
- 3 前各項に変更が生じた場合は、ただちに保安協会に通知するものとする。
- 4 連絡責任者、運転責任者または代務者には、保安協会の行う保安管理業務に立ち会わせることに努めるものとする。

(従業者の義務)

第9条 従事者は、保安協会がその保安のために行う指導、助言を受けるものとする。

第 3 章 保 安 教 育

(保安教育および訓練)

- 第10条 従事者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育を行うものとし、必要に応じて保安協会に意見を求めるものとする。
- 2 従事者に対し、災害その他電気事故が発生した場合の措置について訓練を行うものとし、必要に応じて保安協会に意見を求めるものとする。

第 4 章 工 事 の 計 画 お よ び 実 施

(工事計画)

第11条 電気工作物の設置または変更(改造、修理、取替、廃止等のうち、重要なものをいう。)の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し、保安協会の意見を求めるものとする。

(工事の実施)

- 第12条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、保安協会に工事期間中の巡視および点検を行わせ、完成したときには保安協会に点検および測定・試験または他の者が実施する測定・試験について指導および助言を行わせて、計画通り施行されていることおよび経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」という。)に適合し、保安上支障がないことを確認するものとする。
- 2 電気工作物の工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明らかにしておくものとする。

(工事に関する巡視、点検および測定・試験)

- 第13条 電気工作物の工事に関する巡視、点検および測定・試験は、別表のとおりとし、保安協会に委託するものは委託契約書によるものとする。それ以外のものにあつては、保安協会と協議したところにより自らの責任において行うものとする。
- 2 保安協会が行う前項の巡視、点検および測定・試験の業務に関する計画の策定および実施については、協力するものとする。

第 5 章 保 守

(維持および運用に関する巡視、点検および測定・試験)

- 第14条 電気工作物の維持および運用に関する保安のための巡視、点検および測定・試験は、別表のとおりとし、保安協会に委託するものは委託契約書によるものとする。それ以外のものにあつては、保安協会と協議した別表により自らの責任において行うものとする。
- なお、従事者が行う日常巡視の結果は、保安協会に連絡または保安協会が行う点検時において報告し、必要な指導、助言を求めるものとする。
- 2 病原性ウイルスやその他感染拡大のある疫病、地震等の災害が発生し保安協会が当該月に巡視、点検および測定・試験が行えない場合は、保安協会と協議の上代替日を設定するものとする。
- なお、設定が難しい場合は保安協会に連絡する日常巡視点検内容に関する電話等によ

る適切な指導、助言をもって、保安協会が行う巡視、点検および測定・試験に代えるものとし、保安協会は次回巡視、点検および測定・試験時に電話等で行った指導、助言内容を確認するものとする。

- 3 保安協会が行う前項の巡視、点検および測定・試験の業務に関する計画の策定および実施について協力するものとする。

(技術基準に適合しない場合等の措置)

第15条 巡視、点検または測定・試験により技術基準への適合性を確認した結果、不適合または不適合のおそれがあると判断された場合は、保安協会に技術基準に適合するようにするためにとるべき措置の指導、助言およびその措置をとらなかった場合に生じると考えられる結果の報告を求め、速やかに当該電気工作物を修理、改造、移設またはその使用を一時停止もしくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故・故障発生時の措置と再発防止)

第16条 電気工作物に事故・故障が発生した場合または発生するおそれがある場合は、保安協会その他の関係先に連絡または報告し、保安協会に適切な指導、助言を求めるものとする。

- 2 送電停止または電気工作物の切り離しなどの措置をとる場合は、現状を確認するとともに、保安協会の指導、助言のもと行うものとする。
- 3 事故・故障が発生した場合は、状況に応じ保安協会の臨時点検を受け、事故原因が判明した場合には、保安協会に指導、助言を求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。
- 4 低圧電路の絶縁状態を監視する装置を用いる場合は、警報が発生したときの発生原因調査を保安協会に求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。
- 5 電気関係報告規則(昭和40年省令第54号)に基づく事故報告を行う必要がある場合は、保安協会に指導、助言を求めるものとする。

第 6 章 運転または操作

(運転または操作)

第17条 平常時および事故その他の異常時における開閉器、遮断器およびその他必要とする機器の運転または操作については、保安協会に意見を求めあらかじめ定めておくものとする。

- 2 連絡責任者は、事故その他異常が発生した場合には、保安協会およびその他の関係先に迅速に連絡を行い、その指導・助言を受けて適切な応急措置をとるものとする。
- 3 事故その他の異常が発生した場合の報告、もしくは連絡すべき事項ならびに伝達経路は、受電室その他の見やすい場所に掲示しておくものとする。
- 4 受電用の開閉器、遮断器等の操作にあたっては、必要に応じて電気事業者に連絡するものとする。
- 5 発電所を設置する場合には、次の各号に基づいて保安の確保をはかるものとする。
 - (1) 発電機の運転操作は運転責任者が行う
 - (2) 発電所の運転を長期停止するとき、または再開するときは、停止した機器の区分を明確にし、点検整備等必要な措置を講じるほか、運転を再開する場合には必要に応じて試運転を行うものとする
 - (3) 系統連系に関する事項については、電気事業者との契約によるものとする

第 7 章 災害対策

(防災体制)

第18条 災害等に備えて電気工作物の保安を確保するために、保安協会に意見を求め適切な措置をとることができる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(保安規程)

(災害時の措置)

第19条 災害等が発生した場合には、速やかに保安協会に連絡し、その指導、助言を受けるものとする。

2 連絡責任者等は、災害等の発生に伴い危険と認められるときには、直ちに当該範囲の電源を停止するものとする。

3 発電所を設置する場合の運転責任者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに発電所の運転を停止できるものとし、系統連系については電気事業者との契約によるものとする。

第 8 章 記 録

(記録の保存)

第20条 電気工作物の工事、維持および運用に関する次の記録は、3年間保存するものとする。

(1) 巡視、点検および測定試験記録

(2) 電気事故に関する記録

(3) 運転日誌（発電所を設置した場合に限る）

2 前項によらない記録は、必要な期間保存するものとする。

(1) 竣工試験の記録

(2) 主要電気機器の補修記録

(3) その他必要な記録

第 9 章 責任の分界

(責任の分界)

第21条 電気事業者が設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電気事業者との受給に関する契約によるものとする。

(需要設備および発電所等の構内図)

第22条 需要設備および発電所の構内ならびに配電線路の使用の区域は、別図のとおりとする。

第 10 章 整備その他

(危険の表示)

第23条 受電室、発電所またはその他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、感電等の危険のおそれのあるところには、保安協会に意見を求め従事者等に注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第24条 電気工作物の保安上必要とする備品、材料、消耗品および交換部品等は、保安協会に意見を求め整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図、書類の整備)

第25条 電気工作物に関する設計図・仕様書・取扱説明書等については整備し、必要な期間保存するものとする。

(手続書類等の整備)

第26条 経済産業大臣または中部近畿産業保安監督部長、電気事業者等に申請または届出した書類および図面その他主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附 則

1. この規程は、昭和41年 4月 1日より施行する。

附 則

[神追46]

1. この変更規程は、昭和46年 9月 1日より施行する。
附 則
1. この規程は、昭和53年 9月 1日より施行する。
附 則
1. この変更規程は、昭和62年 4月 1日より施行する。
附 則
1. この規程は、平成13年 4月 1日より施行する。
附 則
1. この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

1. 日常巡視点検

電 気 工 作 物	巡 視 点 検 ポ イ ン ト	日 常 巡 視 点 検	
		操 作 者 運 転 者	連 絡 責 任 者
受電設備・配電設備 (第2受電設備以降を含む)	支持物	電柱の傾斜	○
		支持金具の腐食	○
		支持線のゆるみ	○
	架空線	電線のたるみ	○
		建物、樹木との離隔	○
	架空ケーブル	吊架線のたるみ	○
		樹木との接触	○
	地中ケーブル	埋設付近での掘削、工事	○
		保護管の損傷	○
	受電室・ キュービクル	扉の施錠	○
		内部からの異音、異臭	○
		屋根、側面の損傷	○
電気使用場所の設備	電動機	始動時の異音	○
		運転中の異音、異臭	○
		接地線の外れ	○
	電熱装置	可燃物との離隔	○
		電線接続部の過熱	○
		接地線の外れ	○
	照明装置	スイッチの損傷、脱落	○
		照明灯の不点	○
		照明器具の損傷、脱落	○
	配線・ 配線器具	電線・ケーブルの損傷、脱落	○
		コンセントの損傷、脱落	○
		分電盤、開閉器の損傷	○
	その他の電気 機具類	コードの損傷	○
		使用中の異音、異臭	○
		接地線の外れ	○
非常用予備発電装置	原動機	潤滑油の漏れ	○
		燃料、冷却水の量	○
		運転中の異音、異臭	○
	発電機	運転中の電圧確認	○
		運転中の異音、異臭	○
		接地線の外れ	○
	始動装置	蓄電池の充電電圧	○
		蓄電池の電解液量	○
		空気タンクの圧力	○

2. 月次点検および年次点検（需要設備）

電 気 工 作 物			月次点検 (毎月1回)	年次点検 (毎年1回)	
				年次点検 I	年次点検 II
受電設備・ 配電設備 (第2受電設 備以降を含む)	引込線・ケーブル 電線および支持物	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器・開閉器類	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		継電器との連動動作試験		△	○
		絶縁油試験			△
		内部点検			△
	母線・断路器・計器用変成器 避雷器・電力用コンデンサ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		絶縁油試験		△	△
		内部点検		△	△
	配電盤・制御回路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		保護継電器の動作特性試験			○
		計器校正・シーケンス試験			△
	充電装置・蓄電池	外観点検	○	○	○
		充電装置機能点検		○	○
		各電池の比重・液温・電圧測定		△	△
接地装置	外観点検	○	○	○	
	接地抵抗測定		△	○	
電気使用場 所の設備	電動機・電熱装置・電気溶接機	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	照明設備・配線および配線器具 その他の電気機器類・接地装置	接地抵抗測定		△	○
非常用予備 発電装置	電動機関係・発電機関係	外観点検	○	○	○
	蓄電池・その他の電気機器 類	始動試験	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	接地装置	接地抵抗測定		△	○
		電気関係保護継電器の動作特性試験			○

注1. 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、毎年1回、年次点検Ⅱ→年次点検Ⅰ→年次点検Ⅰの順で実施する。

2. △印のものは、停電の影響、過去の実績その他の理由により実施しない場合がある。
717(718～730欠)